

10.2

継続能力開発（CPD）制度 細則

平成26年6月1日施行

公益社団法人 日本建築積算協会

目 次

第 1 条	(総則)	1
第 2 条	(CPDの形態)	1
第 3 条	(履修コース)	1
第 4 条	(参加登録)	1
第 5 条	(CPDプログラムの種別と単位)	1
第 6 条	(CPDプログラムの認定)	1
第 7 条	(CPDプログラムの周知)	1
第 8 条	(建築積算士コース履修者の必修プログラム)	2
第 9 条	(建築コスト管理士コースの履修単位)	2
第 10 条	(建築積算士コースの履修単位)	2
第 11 条	(一般コースの履修単位)	2
第 12 条	(他団体のCPD制度との相互承認)	2
第 13 条	(履修単位の緩和措置)	2
第 14 条	(履修期間の算定)	3
第 15 条	(履修手順)	3
第 16 条	(履修結果の記録と単位認定、登録)	3
第 17 条	(履修記録の管理・公開)	3
第 18 条	(履修証明書の発行)	3
第 19 条	(外部プログラムの認定、登録手順)	3
第 20 条	(外部プログラムの認定基準)	4
第 21 条	(他団体等CPD制度へのプログラムの提供)	4
第 22 条	(関係建築関連団体等との連携)	4
第 23 条	(研修会、講習会等へのCPD参加者以外の者の受講)	4
第 24 条	(研修費用の負担)	4
第 25 条	(本部及び支部の役割分担)	4
第 26 条	(表彰制度)	4
附則		5
細則別紙-1	BSIJ-CPDシステムの分類と単位	6
細則別紙-2	CPDプログラム認定方針	7

継続能力開発（CPD）制度細則

（総 則）

第 1 条 この細則は、社団法人日本建築積算協会（以下「協会」という。）の継続能力開発制度（以下「CPD制度」という。）の実施に必要な事項を定める。

（CPDの形態）

第 2 条 このCPD制度の形態は次のとおりとする。

参加学習型：講習会、研修会等の認定プログラム参加による学習

情報提供型：講師、論文発表、情報提供等による技術・知識の提供

技術協力型：委員会活動への参加、論文等の審査・査読、社会貢献活動等の職能活動等による技術協力

自己学習型：自主的な専門誌等による学習

（履修コース）

第 3 条 このCPD制度に次の履修コースを設ける。

一．建築コスト管理士コース：建築コスト管理士が履修するコース。

二．建築積算士コース：建築積算士が履修するコース。ただし、建築コスト管理士の称号を併せ持つ者は、建築コスト管理士コースを履修するものとする。

三．建築積算士補コース：建築積算士補が履修するコース。

四．一般コース：前2号のコースを履修する者以外の会員が履修するコース。

（参加登録）

第 4 条 参加者は、協会に参加登録申請を行い、登録を受けるものとする。

2 参加登録申請の方法その他必要な事項は、別に定めホームページに公開する。

（CPDプログラムの種別と単位）

第 5 条 CPDプログラムの種別及び単位算定は、別紙1による。

（CPDプログラムの認定）

第 6 条 CPDプログラムは、協会の本部及び支部が主催するもののほか、公的機関及び外部建築関連団体等が行う研修プログラムを認定し活用することができる。

2 CPDプログラムの認定方針等必要な事項は別紙2による。

（CPDプログラムの周知）

第 7 条 協会は、認定したCPDプログラムを、参加者が能力開発に活用できるように

協会の会誌及びホームページ等を用いて周知するものとする。

(建築積算士コース履修者の必修プログラム)

第 8 条 建築積算士コースを履修する者は、建築積算士の資格更新のための必修プログラムとして、別表 1 に定める「特別総合講習」(従来の更新講習)を 3 年毎に受講しなければならない。

ただし、建築積算士認定事業に関する規程第 2 2 条による場合の受講の時期は、当該規程に定めるところによる。

(建築コスト管理士コースの履修単位)

第 9 条 建築コスト管理士コースを履修する者は、原則として 5 年間に 8 0 単位 (1 年間 1 6 単位を取得するように努める。) 以上の CPD 単位を取得するものとする。

2 履修プログラムの分類と単位は、別紙— 1 による。

3 建築コスト管理士認定事業に関する規程 (以下「建築コスト管理士認定事業規程」という。) 第 1 9 条第 2 項に定める建築コスト管理士の資格更新のための CPD 単位の取得は、建築コスト管理士資格の有効期間 (5 年間) 内に行う前 2 項の CPD 履修単位の取得をいう。

4 建築コスト管理士資格の有効期間 (5 年間) 内に所定の単位を取得できなかった場合、資格更新期間を 1 年間延長し、CPD 単位を取得することができる。この場合、登録証は失効するが、会員であることを前提に資格停止扱いとなり、翌年更新登録することが可能とする。但し、更新後の資格有効期間は 4 年間とする。

(建築積算士コースの履修単位)

第 1 0 条 建築積算士コースを履修する者は、資格更新のために、別紙— 1 に定める「特別総合講習」を 3 年毎に受講するとともに、自己の目標に必要な CPD 単位を取得するものとする。

2 建築積算士補コースの履修単位は、建築積算士コースに準じる。

(一般コースの履修単位)

第 1 1 条 一般コースを履修する者は、自己の目標にあわせて、必要な CPD 単位を取得するものとする。

(他団体の CPD 制度との相互承認)

第 1 2 条 他団体の CPD 制度との相互承認を行う場合、その運用については覚書等により別に定めるものとする。

(履修単位の緩和措置)

第 1 3 条 第 9 条及び前条第 1 項による履修をする者が、次の一号・二号又は三号四号

のいずれかに該当するときは、当該各号に定める履修単位の緩和を行うことができる。

- 一 傷病、産休などやむを得ない場合については、5年間で20単位を限度として緩和を行うことができる。
 - 二 資格更新年度の3月末において、建築積算士（旧名称建築積算資格者）取得後20年を超える、建築及び関連業務の実務経験を有するものは、5年間で30単位の緩和を行うことができる。
 - 三 資格更新年度の3月末において、1級建築士取得後25年を超える、建築及び関連業務の経験を有するものは、5年間で30単位の緩和を行うことができる。
- 2 履修単位の緩和を申請する場合は、原則として登録有効期限の6か月前までに、別に定める方法で申請を行わなくてはならない。

（履修期間の算定）

- 第14条 履修期間の算定における1年間は、毎年4月から翌年3月までとする。
なお、途中から参加したものの始期は、参加登録した後最初に到来する4月とする。この場合において、始期が到来するまでの間に取得したCPD単位は4月からの始期以降に有効とする。

（履修手順）

- 第15条 このCPD制度の参加者がCPDを履修する場合の手順については、継続能力開発（CPD）制度規程（以下「規程」という。）及びこの細則に定めるものとする。

（履修結果の記録と単位認定、登録）

- 第16条 参加者は、協会が用意するインターネットオンラインシステムにその記録を入力して協会に提出するものとする。
- 2 参加者からCPD履修結果の記録があったときは、本部事務局でとりまとめをし、CPDプログラム認定審査委員会にて承認を受けるものとする。

（履修記録の管理・公開）

- 第17条 協会は、登録データを個人データとして保管・管理し、必要に応じて公開する。ただし、公開にあたっては当該者の承諾を要する。
- 2 履修結果記録等の保管期間については、文書保存規程による。

（履修証明書の発行）

- 第18条 協会は、参加者から求めがあったときは、CPD履修状況を証明するため別に定める「CPD履修証明書」を発行するものとする。
- 2 履修証明を申請する者は、CPD履修証明書発行手数料1,000円に消費税相当額を加算したものを納付しなければならない。

(外部プログラムの認定、登録手順)

第19条 外部団体等が主催する講習会等の研修プログラムをこのCPD制度の認定プログラムとしようとするときは、当該主催者は別に定める「プログラム認定申請書」を提出し、CPDプログラム認定審査委員会の認定を受けるものとする。

ただし、特別な事情があるときは、協会は申請を省いて認定プログラムとすることができる。

2 その他認定登録手順等の必要な事項は、別に定めることができる。

(外部プログラムの認定基準)

第20条 認定できる外部プログラムは、規程第2条に定める目的に沿ったものであり、このCPD制度に相応しいものでなければならない。

(他団体等CPD制度へのプログラムの提供)

第21条 外部建築関連団体等のCPD制度と連携を図るため、外部団体等のCPD制度参加者が、このCPD制度の認定プログラムを履修できるものとする。

2 前項の履修者本人又はその所属する外部団体等から請求があったときは、協会はその履修結果を証明するものとする。

(関係建築関連団体等との連携)

第22条 前3条に定めるもののほか、協会は関係建築関連団体等と講習内容、CPD単位、CPDの認定方法などについて情報交換を行うなど連携に努めるものとする。

(研修会、講習会等へのCPD参加者以外の者の受講)

第23条 このCPD制度は、CPD制度に参加していない者が協会の行う研修会、講習会等を受講することを排除するものではない。

(研修費用の負担)

第24条 協会は、研修に要する費用を研修に参加する者に負担させることができる。

(本部及び支部の役割分担)

第25条 このCPD制度の円滑な実施のため、本部及び支部は分担してその役割を担うものとする。

(表彰制度)

第26条 この表彰制度は、BSIJ-CPD制度の参加者全員が対象となり、会員資格の有無は問わない。なお、応募等の必要はない。

2 1年間(4月から3月まで:研修時期)に参加学習型及び自己学習型両方の単位を取得した参加者のうち、取得単位数(合計)が規定の25単位以上(年間上限枠のあるものは上限値でカット)を満たしており、かつ自己学

習型の申請で記述した「習得した内容」の記載が適切であった参加者から優秀者を選定する。なお、情報提供型、技術協力型の単位は審査の対象としない。

- 3 各年度、当協会会長名で優秀者（原則として3名以内）を表彰し、受賞者には、表彰状と図書券（5千円）を授与する。（CPD 生涯学習 優秀賞）
なお、表彰は受賞者の所属支部総会において行い、諸事情で出席できない場合は郵送する。また受賞者は、協会発行の機関誌「建築と積算」に優秀者として氏名・所属を掲載する。

附 則

（施行期日）

- 1 この細則は、平成18年4月7日から施行する。

（経過措置）

- 2 このCPD制度の施行開始から5年間を経過措置期間とする。この経過措置期間内にCPD制度に参加した者については、参加登録前3ヵ年間の協会が認定した別表1に定めるプログラムのうち、参加学習型及び情報提供型のCPD実績を遡及して単位認定することができる。
- 3 平成24年度の規程および細則の改定については、平成24年度以降のCPD取得単位について適用するものとする。平成23年度以前のCPD取得単位については、1年間50単位取得が必要とした旧規程(平成23年4月1日改定)が適用される。したがって、平成23年度以前の年間必要単位は50単位、平成24年度以降の年間必要単位は16単位となり、5年間の必要単位は年度による必要単位の合計となる。

5年間の必要単位=(平成23年度以前の年数×50単位)+(平成24年度以降の年数×16単位)

附 則

（施行期日）

- 1 この細則の改定は、平成19年1月19日から施行する。
- 2 この細則の改定は、平成20年1月18日から施行する。
- 3 この細則の改定は、平成21年4月1日から施行する。
- 4 この細則の改定は、平成23年4月1日から施行する。
- 5 この細則の改定は、平成24年4月1日から施行する。
- 6 この細則の改定は、平成25年4月1日から施行する。
- 7 この細則の改定は、平成26年6月1日から施行する。

1. 協会は、継続能力開発(CPD)制度規程と以下の方針により、CPDプログラムを認定する。
2. 本会が建築積算士認定事業に定める「更新講習」は、「特別総合講習」とし建築積算士の更新講習のための必須プログラムとし、所定の単位を認定する。
3. 本会が主催する「一般講習会」、「見学会」、「講演会・シンポジウム」は認定プログラムとし、受講者に所定の単位を認定する。
4. BSIJ-CPD 情報システムを通してプログラムを提供しようとする公益法人及び団体等は、予め「CPD プロバイダー登録申請書」を提出し、CPDプログラム認定審査委員会の承認を経て、プロバイダー登録を行うこととする。
5. 登録プロバイダーから申請のあったプログラムは、評議会の審議・承認を経て認定プログラムとする。認定プログラムのうち別紙1の参加学習型、情報提供型に含まれるプログラムを「建築情報提供制度」の認定プログラムとして登録することができる。
6. 本会のCPD参加者から、認定以外のプログラムを受講したとして自己申請されたものについては、CPDプログラム内容を確認の上、申請者に所定の単位を認定する。
7. インターネットの配信を利用した受講、DVD及びビデオを教材とした受講等は、認定プログラム以外の場合自己申請する。なお、プログラムの認定時間は以下による。
 - (1) 認定時間は、食事あるいは移動の時間を含まない。
 - (2) 認定時間は、30分単位とし、端数は切り上げる。
8. 以下に該当するものは、CPDプログラムとして認定することはできない。
 - (1) 懇親やレクリエーションを目的とするもの。
 - (2) 細則別紙1「BSIJ-CPDシステムの分類と単位」の分野に当てはまらないもの。

- (3) 特定の商品、材料、コンピュータソフト等の宣伝・販売等を目的とするもの。
ただし、前述の部分を除いた、CPDの目的に適合する内容についての時間に限り設定することができる。
- (4) マナー等の社会人教育と判断されるもの。
- (5) 社内研修に該当するもの。
- (6) その他、本会CPD制度の目的にそぐわないと判断されたもの。

9. 前8項の定めにかかわらず、以下に該当するものは認定プログラムとすることができる。

- (1) 社内研修のうち、CPD認定プログラムに関する他団体との相互承認の対象であるプログラム。
- (2) 社内研修に該当するものあるいは他団体主催の研修等において、本会の本部または支部が正規に講師を派遣した場合。この場合は、講師派遣元の本部または支部がプロバイダーとして認定プログラムの申請を行う。

10. プログラムの実施および出席者名簿の管理に関して、登録プロバイダーが責任者を定めなければならない。

以上